

APAMAN株式会社
定 款

(令和4年12月23日改定版)

〈定 款〉

第一章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、APAMAN株式会社と称し、英文では、Apaman Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 出版業
2. 不動産の売買、仲介、賃貸、斡旋、管理及び保守業務
3. フランチャイズチェーンシステムによる不動産店の経営及び経営指導
4. 不動産の賃貸・仲介及び有効活用に関するコンサルタント業務
5. ビル管理・出版・インターネット・経営に関するコンサルタント業務
6. タイムパーキングの設置・管理業務
7. 損害保険の代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
8. 会社、個人経営の給与計算代行、帳簿の記帳及び決算に関する業務並びにこれらに付随する会計業務に関する相談及び指導
9. コンピュータソフトウェアの開発及び販売
10. ネオン看板、電照看板、その他屋内外看板、各種美術看板の設計、製作、取付、請負並びに販売
11. 屋内一般電気工事及び電気器具の設計、取付、請負並びに販売
12. 鋼構造物工事、屋根工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、その他建築に付帯する一切の業務
13. 店舗用看板、店舗設備、什器備品、営業用車輛、コンピューターソフトウェア、コンピュータハードウェア及び周辺機器のリース並びにレンタル業
14. 融資、債務の保証等の信用供与及び斡旋
15. 不動産、不動産証券化商品に関する調査及び投資並びに投資顧問業務
16. 投資事業組合財産、投資事業有限責任組合財産の運用及び管理
17. 投資事業組合、投資事業有限責任組合の組合員の募集並びに出資金の集金代行業務
18. 資産の流動化に関するコンサルタント業務
19. 有価証券の運用に関する助言、コンサルタント業務
20. 有価証券の保有並びに運用、投資、売買
21. 人材育成のための教育事業
22. コンピュータ及びコンピュータソフトウェアに関する技術、製品の開発及び販売
23. 情報処理サービス、情報通信サービス及び情報提供サービスに関する業務
24. コンピュータソフトウェアに関する著作権の使用許諾
25. インターネットを利用した通信販売業

- 26. インターネットを利用した動画及び画像の販売
- 27. インターネットプロバイダー業務
- 28. 国内外の会社の株式または持分を取得、所有することによる当該会社の事業活動の支配、管理
- 29. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告の方法は、電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第二章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、41,350,000株とする。

(単元株式数)

第6条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第7条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を使用することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第8条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

(自己の株式の取得)

第9条 当社は、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、届出の受理等株式及び新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取り扱わない。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度の末日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会における議決権を行使すべき株主とみなす。

2. 前項のほか、株主の権利を行使すべき者を定めるため必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第三章 株主総会

(招 集)

第13条 定時株主総会は事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。

(招集者及び議長)

第14条 株主総会は取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の規定によるべき株主総会の決議は、議決権を行使できる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。
2. 前項の場合、株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

第四章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

- 第 18 条 当社は取締役会を置く。
2. 当社の取締役は、3 名以上 9 名以下とする。

(選 任)

- 第 19 条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
2. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任 期)

- 第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
2. 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

(取締役会)

- 第 21 条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
2. 取締役会招集の通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
 3. 取締役会の運営その他に関する事項については取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役会の決議方法)

- 第 22 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、決議につき特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。
2. 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなすことができる。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会の決議により、当会社を代表すべき取締役若干名を定める。

2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役の報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第25条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第五章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第26条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。

2. 当会社の監査役は、6名以内とする。

(選 任)

第27条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2. 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(常勤監査役)

第29条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会)

第30条 監査役会招集の通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。た

だし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

2. 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(監査役の責任免除)

第32条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第六章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第33条 当社は会計監査人を置く。

(選任)

第34条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別途の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第七章 計 算

(事業年度)

第37条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(剰余金の配当等)

第38条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

2. 当社は、期末配当については9月30日最終、中間配当については毎年3月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当を行うことができる。

3. 当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

(配当金等の除斥期間)

第39条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

(附則)

(電子提供措置等に関する経過措置)

第1条 本定款第15条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款13条第2項はなお効力を有する。

2. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上は、APAMAN株式会社の現行定款である。

令和4年12月23日

代表取締役 大村 浩次